

入院における食事療養費の改訂について(令和7年4月1日～)

令和7年		標準負担額（食費：1食あたり）		
		3月31日まで	4月1日以降	
一般	① 一般(医療区分3または2)	490円	510円	
	② 指定難病患者(低所得Ⅰ・Ⅱを除く)	280円	300円	
低所得Ⅱ	③ 低所得Ⅱ	230円	240円	
	④ 低所得Ⅱ (医療区分3または2)	入院日数が90日以下	230円	240円
		入院日数が90日超	180円	190円
	⑤ 低所得Ⅱ (指定難病患者)	入院日数が90日以下	230円	240円
		入院日数が90日超	180円	190円
低所得Ⅰ	⑥ 低所得Ⅰ	140円	140円	
	⑦ 低所得Ⅰ(医療区分3または2)	110円	110円	

今回の改訂は厚生労働省からの通知によるものですので、全国の医療機関共通の改訂額です。

ご不明な点がございましたら、医事課までお問合せください。